

○白鳥参事官 定刻となりましたので、会議を開催させていただきます。

傍聴される方々におかれましては、会議の様子のスクリンショットや録音・録画は御遠慮くださいますようお願いいたします。

議事の進行は渡部座長にお願いしたいと思います。渡部座長、よろしくお願いいたします。

○渡部座長 ただいまから、第7回「AI時代の知的財産権検討会」を開催いたします。委員の皆様には、御多忙のところ、御参集いただきまして誠にありがとうございます。

本日は、上野委員、江間委員、岡田淳委員、奥邨委員、佐渡島委員、田村委員、それから、福井委員がオンラインで御出席と伺っております。

初めに、事務局から本日の会議資料の確認をお願いいたします。

○白鳥参事官 本日の配付資料は、議事次第のとおりで、資料1が「AI時代の知的財産権検討会 中間とりまとめ（案）」でございます。

このほか、参考資料1として、文化審議会における「AIと著作権に関する考え方について」。そして、参考資料2といたしまして、総務省・経済産業省による「AI事業者ガイドライン（第1.0版）」を配付しております。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

ここで報道のカメラ撮りはここまでということなのですが、報道の方は入っていらっしゃるんですね。

すみません。では、ここまでとさせていただきます。

○渡部座長 それでは、議事に入らせていただきます。

本日、事務局より中間とりまとめ（案）の資料を準備していただいております。中間とりまとめ（案）の説明後に議論を行いたいと考えております。

まずは、事務局より資料1の御説明をお願いいたします。

○白鳥参事官 それでは、資料1をお手元に御準備いただきたいと思います。

まず、目次をお開きいただきます。全体といたしまして、構成は前回の会議で、骨子（案）として御確認いただいたものに沿った内容としております。

「Ⅰ. はじめに」で、背景、現状、検討課題。そして「Ⅱ. 基本的視点」。Ⅲが、検討課題Ⅰとして御議論いただいた内容になります「生成AIと知財をめぐる懸念・リスクへの対応等について」ということです。

続いて、「Ⅳ. AI技術の進展を踏まえた発明の保護の在り方について」。これは検討課題Ⅱで御議論いただいた内容でございます。その上で「Ⅴ. おわりに」であります。

内容につきまして、まず「Ⅰ．はじめに」のところ、3ページを御覧いただきます。

「1．背景」といたしまして、これまで御確認いただいた内容を踏まえた記載としておりますけれども、特に3ページの一番下のパラグラフで「本中間とりまとめは、本検討会における議論を踏まえ、AIと知的財産権に関する考え方を整理し、一定の考え方を示すものである。もとより、本中間とりまとめに記載した内容は、司法判断に代わるものではなく、本検討会としての考えを示すにとどまるものであることに留意する必要がある」ということで、この文書の性格につき、追記しております。

続きまして「2．現状」で、生成AIの動向に関わるものとして、第1回の検討会で紹介させていただいたものよりアップデートした情報を記載させていただいているとともに、本検討会では、学習段階、そして、生成利用段階の各段階を意識して、法的な面などの整理を進めていただいておりますので、5ページの「(2) 生成AI技術の概要」では、そのことに関係し得る技術の概要を御紹介しています。

また、7ページを御覧いただきます。国際的動向であります。これも第1回の会議検討会で紹介したもののアップデート情報を付記しております。7ページの本文におきましては、米国における動き、そして、EUにおける動きということで、米国においては大統領令の動きであったり、EUにおきましてはAI法案についての情報のアップデートなどをそちらに追記しております。

また、9ページの一番下に「G7・マルチ」という項目の下に、最近の3月の動きとして、国連決議についての情報も付記しております。そこに記載されている各手段の要素につきましては、広島AIプロセス国際指針、そして、行動規範の要素が多く含まれているといった情報であります。

10ページが「3．検討課題」で、さきに申し上げた検討課題Ⅰと検討課題Ⅱをこちらの検討会では取り上げて御議論いただいた点、そしてまた、意見募集の実施に関する内容もそちらに付記しております。

11ページになります。「Ⅱ．基本的視点」で、3つの視点をこちらの検討会では確認をいただき、その下で検討を進めていただいております。②に関わる部分として、特にAI技術の進歩の促進といった文脈の中で、前回の骨子（案）の段階で御議論いただいたものとして、②のパラグラフの冒頭に「5～10年先の将来を見据えつつ」といった記述を、前回の会議を踏まえて追記させていただいております。

また、12ページからが検討課題Ⅰということで、先ほど御紹介した内容の項目になります。法的ルールとして著作権法及びそれ以外の知的財産法との関係、そして、技術、契約、それぞれについて整理した内容を記載しております。また、その他個別課題の後に、横断的見地からの検討という構成となっております。

13ページからが今の法的ルールで、まず、著作権法との関係に関わるものがそちらに記載されております。

15ページを御覧いただきます。15ページにおきましては、この著作権に関わりまして、

本検討会と同時期に並行して開催された文化審議会著作権分科会の法制度小委員会における検討についての御紹介をしつつ、その内容をこちらの中間とりまとめにおいて関連箇所を引用して御紹介しております。具体的には、16ページ以降に、関連の課題に対する文化審議会における検討の内容について、御紹介する記述が続いております。

21ページ以降が著作権法以外の知的財産法との関係についてでございます。21ページの図は、これまで会議で御確認いただいたものを転記しているものです。

具体的にこの検討課題Ⅰの下で御議論いただいたものが22ページ以下になりますが、22ページでございますとおり、意匠権・商標権、そして、不正競争防止法に関わる規制の一部、さらに、知的財産法そのものではないものの、周辺領域の権利としての肖像権、また、パブリシティ権についても課題として取り上げて、御議論いただきました。

23ページ以下がそれぞれの権利との関係における具体的な検討結果であり、まずは意匠法との関係について、23ページから記載がございます。著作権法におけるものと同様に、まず、学習段階、そしてまた、生成・利用段階という形で分けて御検討をいただきました。学習段階におきましては23ページの下にございますけれども、意匠につきましては、学習段階については、権利が及ぶ行為として法が定める「実施」には該当しないと考えられることと、及び、そのことは、意匠法のそもそもの法の目的に照らしても適合的であるといったところも記載させていただいております。

24ページは生成・利用段階での整理になりますけれども、著作権法におきましては、一般的な侵害判断においては依拠性と類似性という2つの要件が求められる一方、意匠法、意匠権については、依拠性は不要ですが、類似性判断といった点につきまして、権利侵害の判断は、従来の意匠権侵害の判断と同様であろうということの考え方をお示ししているものになります。生成物の保護につきましては、自然人が創作することを前提としていると考えられるということで、具体的には自然人が意匠の創作に実質的に関与したと言えるかどうかで判断されるということでございます。この辺りの考え方は、著作権についての文化審議会における議論も参考になるものと思われるといった記述としております。

また、24ページの下からですけれども、次の25ページにわたりまして、意見募集においていただいた意見としまして、特に25ページに移りますが、意匠審査実務上の影響がこのAIの普及等において見られるのではないかとといった御指摘もある中で、この意匠制度につきまして、AI技術の急速な進展がどのような影響を与えるかについては引き続き検討する必要があるとしております。

26ページ以下も、それぞれの法律・権利等に関して、同じように学習段階、そして、生成・利用段階に分けて整理いただいているもので、基本的にこれまで御確認いただいた内容を整理しているものになります。

商標権につきましては26ページの下にあります。学習段階につきましては商標権の効力が及ぶ行為には該当しないと考えられること、また、生成・利用段階におきましては従来の商標権侵害の判断と同様であろうといったことを記載しています。

また、27ページに移りますと、AI生成物の保護につきまして、商標法に関わりましては、自然人の創作物の保護を目的とするものではないことから、基本的に自然人か否かにかかわらず拒絶理由に該当しない限り商標登録を受けることができるであろうといった考え方が示されております。

28ページからが不正競争防止法との関係になりまして、まずは商品等表示規制との関係であります。この部分についての不正競争防止法上の類型としましては、28ページの下に①、②と書いてございますとおり、他人の周知な商品等表示として需要者の間に広く認識されているもの。これと同一・類似のものの使用によって、他人の商品・営業と混同を生じさせる行為であり、②としましては、著名な商品等表示と同一・類似のものを使用する行為。このようなものが規制の対象になっていることの御紹介であります。

その上で考えられる帰結といたしまして、29ページ以降に、学習段階、または生成・利用段階ということで、これまでの御議論を踏まえた内容を記載しております。同様に、商品形態模倣品提供規制について、29ページの下から記載がございます。

先ほど申し上げた産業財産権法の整理とは異なる点としまして、30ページの上にありますけれども、この商品形態模倣品提供規制につきましては「依拠性」が要件として求められている一方、「実質的同一性」が求められているといった、この規制の特徴を御紹介しております。

そして、具体的な適用関係ということで、30ページの生成・利用段階のところがございますけれども、依拠性につきましては、著作権法における検討を応用できる面も多いのではないかとといったところを記載しております。

31ページからが、不正競争防止法の類型の一つである営業秘密・限定提供データとの関係のくだりになります。それらを不正取得または不正取得したものの使用・開示等につきまして規制の対象になるということになります。学習段階につきまして、ほかの産業財産権法等におきましては特に許諾等が不要という一般的な整理が考えられるところですが、営業秘密や限定提供データの類型におきましては、学習段階であるか否かにかかわらず、同法が予定している不正取得等に該当するのであれば、正競争行為として該当し得るということの考え方について、確認的に示されているところになります。

また、ヒアリングの中では特に記事のデータベースに関わってのお話もございまして、その観点で、31ページの一番下から、特に記事のデータベースに関わりまして、限定提供データとして保護されるかどうかといった点につき、これまでの検討の内容をそちらに記載しております。

また、32ページでは、生成・利用段階における留意点としまして、特に生成AIにそれら営業秘密等を入力することで、いわゆる保護の要件としての秘密管理性、そして、限定提供性を喪失することがないように留意が必要であることについて、記載しています。

「例えば」ということで、秘密保持義務を負わない事業者の提供する外部の生成AIサービスに営業秘密を入力する場合には保護の対象外となる可能性があるといったことです。

また、この点にも関わりまして、経済産業省において『秘密情報の保護ハンドブック』の改訂の動き。こちらはこの検討会にも報告をいただいたところになりますが、このような動きもございます。経済産業省においては、今後とも、AI技術の趨勢等を注視しつつ、必要に応じ、見直し等を検討することとしている点につき、御紹介をしております。

それから、33ページが肖像権・パブリシティ権との関係になります。肖像権・パブリシティ権ともに法律上の、制定法上の明文規定があるものではございませんけれども、判例におきまして認められてきた権利でありまして、肖像権につきましては、撮影等によって人格的利益が侵害され、侵害の程度が社会生活上受忍の限度を超えるか否かで、肖像権の侵害の有無の判断がされるといったものとなっているということでもあります。パブリシティ権につきましては、肖像等が有する顧客吸引力を排他的に利用する権利ということでの位置づけとなっております。

これらにつきまして、AIとの関係につきましては、その侵害判断については、今、申し上げたような一般的な判断が同じように妥当するのではないかとということもございます。

続きまして、次の大きな項目である、技術の関係になります。35ページからが「3. 技術による対応」で、AIと知的財産権をめぐる懸念・リスクへの対応ということで、技術的な措置としてどのようなものがあり得るか。それぞれの技術例について、概要や留意点などを御確認、御検討いただいたところでありまして、特に35ページの真ん中に①～⑤で書いてありますような内容を中心に、御検討いただいたものになります。

35ページの下にありますのは、AIが生成したコンテンツを利用者が識別できる仕組みについてのものがございます。この観点で、35ページの一番下になりますけれども、EUにおきまして、AI法により、AIシステムのプロバイダーに対して、AI生成物が人為的に生成され、また操作されたものであることを機械が検出できるようにすることを求める動きがある点も追加で紹介させていただいております。

他方で、AI生成物といったことの範囲等について、議論の深化も期待されるところであるといったことなど、留意点等の記載をしております。

それ以降も同様に、コンテンツの信頼度を出元によって付与するとか、あとは、生成物がAIによってつくられたものか否かの判定等に関わりまして、先の例と同じように、それぞれの技術の概要や、留意点の御紹介をしております。

42ページが「（3）技術による対応策の法的ルールによる担保について」でございます。これも会議の中で御確認いただいた内容になります。ID・パスワード等を回避して行うクローリングにつきましては、不正アクセス禁止法違反となり得ることということでもあります。その上で、ほかの法律との関係では、著作権法との関係や、不正競争防止法との関係についてです。これらにおきましても、技術的な手段等についての規定がありますが、このようなID・パスワード等によるアクセス制御措置等がそれらの規制の対象になり得るかといった点は、今後の技術の動向も踏まえ検討が必要ではないかということをお紹介しております。

続きまして、もう一つの大きな項目である「4. 契約による対応（対価還元）」でございます。43ページからになります。なお、前回の骨子（案）の御検討のときに御紹介をし損じてしまっており恐縮ですが、この「対価還元」という言葉は当初、「収益還元」という言葉を使用しておりました。しかし、意見募集の中で、相手方に収益が上がっていないと還元がされないということは不適切であり、より広く「対価還元」とするほうが望ましいのではないかとといった御意見もいただいた中で、今回、前回の骨子（案）からですが、この「対価還元」という言葉を使用させていただいております。

内容としまして、44ページの上のほうにございますけれども、特に良質なデータの学習ニーズとしてある中で、クリエイターとAI事業者との間でこのような対価還元策を講じていくことは、権利制限規定の存否にかかわらず可能であるといったこと、すなわち、契約と権利制限規定との関係について、この会議で御確認いただいたところを記載しております。

具体的な方策例ということで、幾つか御検討いただいたものにつき、「（3）考えられる方策例」として御紹介しております。追加学習（ファインチューニング）のための学習データ提供に関わってのものをそちらに記載しております。その下にありますけれども「なお」ということで、こういったデータ提供を契約による対価還元策として講じる際には、利用条件等について、十分なすり合わせを行って、内容を明確化することが望ましいという点も、これも会議の中でも御確認いただいた内容ですが、記載しております。

そのほかに、クリエイター自身が生成AIを開発・提供すること。そして、45ページが、クリエイター自身が創作活動において生成AIを活用するといった手法についても御紹介しております。他方で、クリエイター自身が創作活動において生成AIを活用するといった、45ページの「他方」と書いてあるパラグラフになりますけれども、新たな創作活動にクリエイターが生成AIを生かしていくことは時期尚早ではないかといった御意見や御懸念の声もある中、このコンテンツの創作活動において生成AIをどのように利活用していくことが望ましいのか、その在り方につきましても、やはり議論の高まりを期待したいといった点を御紹介しています。

あとは、その下になりますけれども「なお」ということで、実際にこのようにAIを活用していくといった場面におきまして、実際にそこに著作権等が発生するか等につきましては、そこに創作的寄与がどれほどあるかといった個別の判断がやはり必要になってくるといった点について記載しております。そしてまた、実際にAIで生成したものを使っていくかということにおきましても、これまでの法的なルールの検討の中で確認しておりましたとおり、それがまた著作権侵害、他人の著作権を侵害することにならないかといったところも留意が必要ではないかといったところでございます。

また、次が、47ページを御覧いただきますと「（4）契約による対価還元策の担保について」で、一つは法的ルールによる担保。これは法的に許諾が必要な範囲という部分については、契約によって許諾を得ていくところが積極的に想定されるところであります。

また、権利者詐称問題への対応につきまして、現在の著作権法においても一定の対応がなされているところもある一方で、具体的にどのような形でさらに総合的に対処し得るかといった点に関わりまして、例えば契約上の債務不履行責任とか、刑法上の詐欺罪との関係なども考えられるわけですが、文化審議会における考え方の整理の中では、この点に関わり、著作権法による保護が適切かどうかなど、著作権との関係については、引き続き議論が必要であると考えられるといった整理もされておりますので、この点の御紹介もしております。

また、技術による担保ということで、自動収集プログラムによる収集拒絶という観点で、そのような関連の技術として、ID・パスワードや「robots.txt」について、御紹介、御議論をいただいたところであります。やはり契約による対価還元という観点で申し上げますと、データの適正管理が必要になってまいりますので、そのような手段を担保する方策として、そのような技術的な措置が考えられるところではございます。そしてその上で、ID・パスワード等の回避につきましては、不正アクセス禁止法違反ということで位置づけられるところでもございます。他方で、実態として、データ管理しているものであっても、海賊版が広く世の中に出回ってしまう場合におきましては、AIによってそれらの海賊版がどんどん読み込まれてしまうおそれがあるといった問題点もございます。したがって、この観点での検討に関わりましては、併せてインターネット上の海賊版対策も並行して強化して対応していく必要があります、民間におきましても、適正に管理された正規版の普及の取組も併せて必要であろうというところも、追記させていただいております。このほか、学習データの追跡・特定といった技術についても、担保に関わるものとしてあり得ることから、記載しております。

その上で、50ページが「5. 個別課題」についてであります。労力・作風の保護との関わりにおきましては、著作権法との関係につきましては、現在の著作権法により、労力・作風それ自体を保護することは困難であるということでもあります。ただし、作風ということにとどまらず、学習データの著作物の創作的表現を直接感得できる生成物を出力することが目的であるという場合につきましては、享受目的が併存するということで、許諾が必要な場合もあり得るといった文化審議会における検討についても御紹介しております。

また、不正競争防止法との関係におきましては、一定の商品等表示に係る規制など、一定の要件・対象行為に対して規制が及び得るということでもあります。ただし、「労力」そのものを保護するものではない点は、先ほどの著作権法とも同様になります。また、一般不法行為責任との関係につきましては、北朝鮮事件最高裁判決との関わりについても御議論をいただきました。

そこで、53ページにありますけれども、上記検討を踏まえた対応策ということで、それぞれの知財法の法目的等との関係の下、この労力・作風の保護は、知財法との関わりではおのずと限界があると考えられる中で、やはり法だけではなくて、技術・契約もバランスを取りながら、組み合わせながら対応していくことが必要ではないか。これはこの後、

横断的見地でもさらにそちらで御議論いただくところになりますが、そのような考え方が必要ではないかといった問題意識を、そちらに記載しております。

54ページが「（２）声の保護」になります。声の保護につきましては、直接的には肖像権・パブリシティ権の保護があり得るのではないかといった点。この辺りについては、意見募集の中でも御指摘をいただいております。そこで、肖像権等についての判例の考え方を踏まえ、声が保護されるのかを確認していただきました。

その結果、55ページになりますが、肖像権での保護の可能性は高いとは言えない一方で、パブリシティ権につきましては「肖像等」の中に「声」が含まれると考えられることと確認し、そのため、「専ら肖像等の有する顧客吸引力の利用を目的とするといえる場合」には「声」に対するパブリシティ権による保護が及ぶと考えられるといった考え方をこちらで示しております。

知的財産法による保護自体は、著作権法であれば、例えば著作隣接権の文脈で「実演」が保護されること。そして、商標権であれば音の商標といった文脈といいますか、その枠組みの中での保護があり得る。ただし、商品、そしてまた役務について、指定されるものと同一・類似であることといった要件はございます。

また、56ページにおきましては不正競争防止法で「商品等表示」、そしてまた「品質」等の誤認の関係とか、あるいは営業上の信用を害する虚偽の事実の告知・流布といった、一定の要件の下で規制が及び得るということであります。ただ、これらはいずれも「声」そのものの保護を意図したものではないことも記載しております。その他、刑法上、詐欺罪とか偽計業務妨害罪といった観点、また、民事上の責任としての名誉毀損等に関わる内容もあり得るだろうということであります。

57ページがデジタルアーカイブの関係になりますけれども、こちらはこれまで御確認いただいた内容の通りです。57ページの一番下に「意見募集の結果に鑑みれば」ということで、まずはパブリックドメインとなっているデータや適正に権利処理が完了しているデータ等を中心に据えることを当面の基本的な考え方とすることが适当ではないかといった記載であります。技術仕様に関わっての御紹介も、これまでの検討結果を御紹介しております。

60ページがディープフェイクに関わる内容についてです。こちらの検討会では、アイドルコラージュについての裁判例を御確認いただいたところであります。

併せて、61ページになりますけれども、著作権法による対応ということで、被写体の方が侵害主張を行うことは事実上困難であるといった文脈の中で、果たしてどのような整理があり得るのかといった点につき、記載しております。著作権法以外の法的対応といたしまして、不正競争防止法におきまして、品質等の誤認惹起表示、そして、信用毀損行為といった観点や刑事上の話として、名誉毀損、偽計業務妨害など、あとは民事上の責任など、考えられる事柄を記載しております。

その上で、63ページにございますけれども、これは意見募集の中でも多くいただいた



ところでありますが、知的財産法は切り離して議論すべき要請が強いというのがこのディープフェイクの問題であろうといったことであります。

64ページには、関連の動きとして、外国においては選挙妨害とか、その関連での規制はあるけれども、特に知的財産法の観点からの規制ではないといった点も御確認いただきました。また、関連の動きとしましては「AI事業者ガイドライン」の動きの中で「偽情報等への対策」の話があります。また、64ページの下の方になります。世界的主要IT20社において、特に選挙イヤーということに鑑みて、こうした偽情報に対応していこうという動きもあるといった御紹介もさせていただいております。

その上で、65ページからが「6. 横断的見地からの検討」になります。

法・技術・契約がそれぞれ独立のものとして捉えるのではなくて、横断的見地から、特にAIガバナンスの観点も踏まえて、AIと知財との望ましい関係の在り方を探ることが必要であるといった問題意識を御確認いただいた後、66ページから、このAIと知財との望ましい関係の在り方ということで、法的ルールの正しい理解を土台にして、法・技術・契約の各手段が相互補完的に役割を果たす相関関係であることを意識する必要があるということで、具体的にその相関関係、相互補完的な関係に関わりまして、法的ルールの観点、契約の観点、そして、技術の観点等に関わった内容を、そちらから67ページまでにかけて、前回御確認いただいた内容を転記しております。

また、前回の会議におきまして、67ページの図のすぐ上のパラグラフになりますけれども、このような相互補完関係は、特に「また」という一文になりますが、「AI技術の変化や契約慣行、AIを取り巻く社会の状況の変化等にも大きく影響を受けながら絶えず変化し、進歩し続ける、動的なものである」といった点を追記させていただいております。

68ページはAIガバナンスの議論との連動で、米国におけるAIに対する規制のアプローチに関わっての御紹介をした後に、結局、どのように対応するかは各国がそれぞれの判断の中で取り組んでいるものであることとともに、G7の広島AIプロセスにおきましても包括的政策枠組みがまとまっておりますけれども、その中でも、知財だけのためだけの規範が独立に示されているわけではないといった状況もございます。他方で、我が国におきまして、AI事業者ガイドラインが出され、その中で「共通の指針」が示されております。これは、様々なリスクを念頭に置きながらAIガバナンスをしっかりと進めていくといった観点かと理解されるところ、そのようなリスクの中には知財も入り得るわけであり。AIガバナンスの構築をやはり関係の各主体が取組をしっかりと行っていくところが期待されるところでありますが、その際に知財の観点から、特に今回整理いただいております法・技術・契約の各手段を適切に組み合わせながら連携して取り組むことが必要であることにつき、68ページに記載をしております。

その上で69ページ、特に知財の観点から、具体的にどのような姿が望ましいのかについての記載です。これは、こちらの検討会の基本的視点の2つ目に明示しております、AI技術の進歩の促進、そして、知的財産権の適切な保護。この両立を図るところを念頭

に置いて、具体的には「コンテンツ創作者にとって信頼できる開発者の下に良質なデータが多数集積し、高度な生成AIが開発・提供されることで、新たな創作活動につながる好循環が実現している状態」が理想である。そのために各主体がエコシステムの実現に向けた取組の実践が期待されるだろうということでもあります。「例えば」ということで、AI開発者・提供者につきましては、AI開発等における留意点。権利者についても、追加学習用にデータを整える等に考えられる取組。そしてまた、AI利用者にとっても、技術的措置の活用も含めて、適正利用を行っていくことなど、考え得るところを例示として列記しております。

そのように、今回、この検討会におきましては、法・技術・契約の各手段について御検討いただく中で、法については、やはり法的ルールをまず正しく理解する。そして、それを適正に運用すること。技術につきましては、技術的措置の活用によるAI学習・提供・利用の適正なコントロールを図っていくこと。そして、70ページに移りますけれども、契約との関係におきましては、良質なAI学習コンテンツに係るライセンス市場の形成と権利者への対価還元。このような点に留意して、各手段を適切に組み合わせながら連携して取り組むことが強く期待されるだろうということでもあります。

その上で、70ページの下から具体的な参考取組例ということで、各主体がそれぞれの置かれた状況に応じて判断して実践していく上で参照し得るものとして、こちらに例示しているものになります。また、内閣府をはじめ、関係府省庁においては、こうした各主体の取組の促進に資するように、本中間取りまとめの内容、そして、対価還元に関する動向など、生成AIと知的財産権の関係に係る必要な普及啓発を行うことが期待されること。この一文を追記させていただいております。

ここに記載している各主体に期待される取組例は、前回の会議でお示ししたものを基本的にはベースにしておりますが、若干補足させていただきます。

71ページの上に【AI開発者】と書かれているもののすぐ上になりますけれども「また、下記の《期待される取組事項例》における」といったパラグラフになります。あくまで「期待される」は、何かこれによって法的なインプリケーションを発生させるといった観点ではなくて、ある意味、そういった意味で司法の判断を何か予断させるようなものではなく、あくまでもさきほど申し上げたようなエコシステムの実現に向けて、各主体間の連携強化に資する取組という観点で期待されるといった、本取組事項例の趣旨を追記させていただきました。また、前回の会議におきまして、各主体の取組においては、法律上「やらないといけない」といった事柄と、純粹に「期待される」取組例とは分けて記載すべきではないかといった御指摘をいただきました。

その観点で【AI開発者】のところに、冒頭に出ておりますけれども《法律上の要請事項》ということで、特に法的ルールを踏まえたデータの適正な収集・学習といった観点。そしてまた、ID・パスワードについては回避してしまうと不正アクセス禁止法違反になりますので、その観点からの関連の記載を、そちらに記載しております。そのほかは《期

待される取組事項例》ですが、最初に、データのライセンス市場を通じた学習データの適正な収集につきましては、あくまでそのようなライセンス市場があって、ライセンス市場を通じたデータ収集が可能な場合が想定されることについて、前回御意見をいただきましたので、「可能な場合において」といった文言を追記しております。

そのほかには、【AI提供者】、そして、73ページの【AI利用者（業務利用者）】と続きますが、前回の会議におきましては、74ページの【権利者】の箇所について、御意見をいただきました。権利者の方々に対し、こうしなければならないといったようなメッセージにならないように、純粋に権利者等が主体的に御判断いただくための、ある意味、材料提供が今回の整理の本旨でありますので、そのような趣旨が伝わるように記述の工夫が必要ではないかといった御意見をいただきました。その観点からも、相談窓口の活用といったお話もいただきました。やはり、対応策の判断の前提としては、生成AIについて適切に理解し、また、法律についてのリテラシーもしっかり向上することが期待されることから、関連の情報についての収集がまずあるのではないかとということで、最初にその点について記載しております。

その上で、各権利者それぞれの御判断として「AI学習用にデータを提供することを検討する場合（オプトイン）」と表記させていただきましたけれども、そのようなケース。そして、逆に「他者によるAI学習をされたくないデータの場合（オプトアウト）」というケース。それらの内容については、前回御紹介した内容を、今回、このように項目建ててお示ししているところになります。

また、75ページが【業務外利用者（一般利用者）】ということで、一般利用者の方についての留意事項等は、こちらに記載しております。

それから、76ページになりますけれども、こちらが国際ルール形成・国際標準化に関しての内容になります。国際的なルール形成の動きについての御紹介の後に、76ページの下から、特に我が国企業におけるAIビジネスの国際展開の促進といった観点から、まだこのような動きは初期段階にあることを踏まえつつ、国際的に統一されたルール形成への参画の必要性を記載させていただいております。また、前回の会議におきまして海賊版、特に漫画の海賊版からのAI学習といった点についての問題点も御指摘をいただきましたので、関連の記載も追記しております。

そこで、このような国際ルール形成・国際標準化を進める必要があるということで、77ページになりますけれども、特にルール形成・国際標準化の対象となる全体像の整理の必要性。その上で、具体的な方向性、論点についての提供と、それらの議論をリードできるように、戦略的な対応の検討の必要性があるといった辺りのことを記載しております。

78ページは、前回、骨子（案）にて御確認いただいた内容でありまして、一つは正しい理解の普及促進の必要性、そして、普及促進に向けて、分かりやすい周知といった観点であります。各関係省庁におきまして、必要な検討の継続、そしてまた、周知を進めるといったことについての問題意識などをそちらに記載しております。

80ページからが検討課題Ⅱに関わってのものになります。一つは発明の取扱いの在り方ということで、法の概要、また、問題意識に触れつつ、81ページを御覧いただきますと、諸外国の動向についての御紹介です。主要国におきましては、このAIを利用した発明の取扱いについては大体同じような考え方であることの御紹介です。また、アメリカにおきましては、本年2月に、USPTOが、発明者性のガイダンスを公表する動きもありましたので、その情報も示しております。基本的には、AIそのものは、発明者としては否定されています。

現行制度及び運用については、83ページ以下に記載がございます。「発明者」につきましては、自然人ということを前提に、また、発明の特徴的な部分の完成に創作的に寄与しているものが判断基準となっているといったことであります。

そのようなことを踏まえつつ、84ページに「（２）考え方」と示しているところになります。現在のAIの状況を見ますと、人間の関与を離れて、AIが自律的に創作活動を行っている事実は確認できていない。このような状況の中では、これまでの考え方に従って自然人の発明者を認定すべきと考えられるということでもあります。ただ「他方で」ということで書いておりますけれども、AIが自律的に発明の特徴的部分を完成させることが可能になった場合の取扱いについては、技術動向等を踏まえながら、引き続きの検討が望ましいのではないか。また、AI自身が権利能力を持てるかといった観点。これは発明といえますか、特許権等に限られる問題ではないわけではありますが、この辺りも検討課題となり得るというところについての記載であります。

85ページが進歩性等の特許審査実務上の課題でありまして、いわゆる進歩性の観点で御検討を行っていただきましたけれども、それと併せて、記載要件と言われるもの。特に、実施可能要件とかサポート要件といった点についても、追記しております。

86ページに実施可能要件等についての内容が書いてあります。（イ）「記載要件」と書いてある箇所になりますけれども、実施可能要件は「その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者がその実施をすることができる程度に明確かつ十分に記載したものであること」といったことを求める要件です。サポート要件につきましては、「特許を受けようとする発明が発明の詳細な説明に記載したものであること」を求める要件です。

これに関わりまして、87ページでありますけれども、「（２）考え方」のすぐ上のパラグラフになりますが、特許庁においては、AIによってある機能を持つと推定された物を特許請求の範囲に記載して行われた出願について、実際に製造して物の評価をしておらず、また、学習済みモデルの示す予測値の予測精度は検証されておらず、AIによる予測結果が実際に製造した物の評価に代わり得るとの技術常識が出願時にあったとは言えないという前提の下では、記載要件を満たさないとする事例の特許審査事例として公表していることについて、御紹介をしています。

そこで「（２）考え方」になりますけれども、現時点では、これまでの審査実務の運用の変更の必要性は認められないのではないかといったこととともに、現在、特許庁におき

まして、3月にAI関連技術に関する審査事例を10事例新たに公表しているといった状況をまず御紹介しております。その上で、そのような審査事例のさらなる拡充等も今後も検討が必要ではないかといった点や、次の「なお」と書いてあるところではありますが、AIを用いた機能・性質の推定等の技術がより発展した場合には、さらなる検討が必要ではないかといったことと、さらには、最後のパラグラフになりますけれども、AIの積極的な活用による審査の効率化や質向上も考え得ることや、あとは発明等の創造・保護・活用の各過程におけるAI技術の活用を通じたイノベーション創出といった観点も、やはりこのAI技術の進展の状況を踏まえて検討が必要ではないかということでもあります。この点は意匠についても同様と考えられるということでもあります。

最後になりますけれども、89ページが「V. おわりに」で、現在は本格的なAI時代の到来という観点からすると黎明期にあると言えると考えられます。その中で本検討会では横断的見地から検討を行ったものでありまして、さきほど出ておりましたように、リスクへの対応については、法・技術・契約の各手段を検討しつつ、動的で進化するそれぞれの手段の相関関係を確認しながら、AIを取り巻く各主体がお互いの信頼関係の下、各手段を組み合わせながらAIガバナンスを実現していくといった方向性をお示しいただいているところでもあります。その上で、関係省庁の強固な連携の下で、エコシステムの実現に向けて、必要な検討の継続、また、周知啓発といったことを行いながら民間の取組の後押しが必要である。そしてまた、各主体自身も積極的にこの取組を進めていただくことが期待されます。また、本検討会は特に知財の観点から御検討いただいたところ、AI事業者ガイドラインとの関係性も確認しながら進めていく必要があろうということでもあります。

一番下になりますけれども、本検討会におきましては横断的に、精力的に御議論いただきました。今後、各法令の所管省庁等における検討状況を踏まえながら、各法令横断的な検討の必要が生じたときに、引き続き検討を行うこととしたいという結びとしております。

その後は、90ページは開催状況、また、91ページは名簿ということで示させていただきます。

なお、この検討会は、オブザーバーで御参加いただいている関係府省庁も多数いらっしゃるため、名簿においては、それらの関連情報も追記し、中間とりまとめ（案）ということで提示させていただきたいと思っております。

説明が長くなりまして恐縮ですが、よろしくお願いいたします。

○渡部座長　ありがとうございました。

これは前回確認いただいた骨子（案）に肉づけを事務局でしていただいた報告書、中間取りまとめ（案）になりますが、こちらについて今から議論させていただきたいと思っております。

少し分けて御議論させていただければと思いますが、報告書で言うところ「Ⅰ. はじめに」と、それから「Ⅱ. 基本的視点」までですか。11ページまでになりますけれども、これ

が一つのまとまりで、あと、2番目が一番長いところですが「Ⅲ．生成AIと知財をめぐる懸念・リスクへの対応等について」。最後に「Ⅳ．AI技術の進展を踏まえた発明の保護の在り方について」の3つに分けて御意見をいただければと思います。

それでは、最初に、ここは短いのですが「Ⅰ．はじめに」と「Ⅱ．基本的視点」。ここまでについて御意見のある方は挙手をしていただくか、挙手ボタンでお知らせいただければと思います。

いかがでしょうか。最初のパートでございます。

ここまではよろしいですか。

上野先生、お願いします。

○上野委員 上野でございます。

ほかの先生方がお考えのうちに、非常に小さなことなのですが、4ページ目の一番上のところかと思いますが、ここに書かれた内容は、司法判断に代わるものではなく、考え方を示すという記述がございますけれども、これは実は文化審議会の法制度小委員会のところでも、最初はこのような、司法判断に代わるものではないという表記が使われていたのですが、司法判断に代わるというのはどういう意味なのかということで議論がありまして、最終的には、要するに言いたいことは、これ自体が法的な拘束力を有するものではないということかと思しますので、最終的な文化審議会の考え方でも表紙のページにその辺りの整理をした記述になっていますので、もしかしたらそのような記述のほうで誤解を招かないのではないかと思いますので、御検討いただければと思いました。

以上でございます。

○渡部座長 ありがとうございます。

では、検討するということでよろしいですか。

ほかはいかがでしょう。

では、岡崎委員、お願いいたします。

○岡崎委員 すみません。これもすごく細かい話なのですが、6ページの脚注の2がついているのですが、脚注がついているところはパラメーターの解釈ができませんということを言っていると思うのですが、脚注の中身は学習に使った画像を特定できますという話になっていて、パラメーターの解釈ができませんという話とずれているような気がしていて、この脚注が要るのかということを、今、気になっています。これは、この脚注があるからといってパラメーターの解釈ができますということにはならない気がしているので、御検討いただければと思います。

○渡部座長 すみません。今、読むと確かにそんな感じなのだけれども、ここは確認できますか。

○奈須野局長 場所が違うのではないですか。

○渡部座長 では、正しい場所に。

○白鳥参事官 御指摘を踏まえて確認の上、必要な修正をさせていただきます。ありがと

うございます。

○渡部座長　ありがとうございます。

ほかはいかがでしょう。よろしいですか。

竹中先生と目が合ったけれども、そうではないですね。

よろしいでしょうか。「Ⅰ．はじめに」と「Ⅱ．基本的視点」のところで、では、取りあえず、先に進ませていただいて、また何かお気づきの点があったら元へ戻ってきても結構かと思います。

では、2番目の一番大きなパーツのところでありますけれども「Ⅲ．生成AIと知財をめぐる懸念・リスクへの対応等について」、80ページまでのところということで、いかがでしょうか。

岡田淳先生、手を挙げていらっしゃるでしょうか。

お願いします。

○岡田（淳）委員　岡田でございます。

最後のほうの「横断的見地からの検討」に関して1点だけ、73ページの【AI利用者（業務利用者）】という項目の中に「入力データ、プロンプト等に含まれるバイアスへの配慮」という項目がありまして、この中に「公平性が担保されたデータの入力を行い、プロンプトに含まれるバイアスに留意して」という記載があります。このこと自体はAIガバナンスの文脈では非常に重要だと思っているのですが、今回の検討会における知的財産権の文脈の中で公平性やバイアスの問題が直接どう関係してくるのかが、この文章だけからは十分理解できないところがあります。特に具体的に知的財産権との関係で想定されていることがないのであればここであえてバイアスに言及する必要もないように思いましたし、逆にもし何か具体的に知的財産との関係で想定されていることがあればもう少し文脈を明確にしたほうがいいのかなと思いました。

同様に75ページの【業務外利用者（一般利用者）】という項目にもバイアスへの言及がありましたので、同じコメントをさせていただきます。

以上です。

○渡部座長　ありがとうございました。

これはたしか前に御指摘いただいていた、何か直したような気もするのですが、そうではありませんでしたか。

では、すみません。

○白鳥参事官　事務局でございます。御指摘ありがとうございます。

このバイアスへの配慮という部分につきましては、御指摘をいただきましたとおり、AI事業者ガイドラインをベースに、知財の観点からどのように整理し得るかという観点から、考え方を示しているものです。

今回、著作権についての整理の中におきましても、特にプロンプトに何を入力するかによって、出力されるものがその影響を色濃く受け得ること。そのことにより、著作権の侵

害になり得るといったケースも事案によってはあり得ることでありましたので、そのような点も意識しながら、「バイアスへの配慮」という項目において、関連の記載をさせていただいたところではあります。

他方、岡田委員の御指摘のとおり、「バイアスへの配慮」という表現が、知財リスクとの関係でどのように関わるのかは、若干、理解がしづらい面もあり、必ずしも「バイアスへの配慮」という言葉自体を、ここにおいて残しておくことは必要ないとも考えられると、ただいまの御指摘を受けて感じている次第でもございます。この点の表現を残しておくべきかについては、ほかの委員の先生方からも御意見を併せていただければと思います。

○渡部座長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。

奥邨委員、お願いいたします。

○奥邨委員 今のことと違うことですが、よろしいですか。

○渡部座長 結構です。

○奥邨委員 まず、18ページですけれども、依拠性について書いてあるところです。この書いてある内容は考え方についてまとめておりますので特に問題ないのですが、依拠性の考え方について読むと、利用者は認識していなかったけれども、AIが学習していた場合のほかに、利用者が認識していた場合があるのです。それで、AIによる依拠を考える場合にはこの2段階を考えないといけないのですが、その一つは、利用者が認識していた場合が飛んでしまっているのは、重要な部分なので、読んだときに誤解を与えかねないなと思いますので、元の文章にはあるのですけれども、ここは要約で飛ばしてあるのはバランスがよくないかなと思いますので、この認識していなかっただけではなくて、認識していた場合の話も簡単にまとめておくべきだろうと思います。

次が31～32ページのところです。これは状況としてどれぐらい考えるかというのはあるのですが、今、生成・利用段階のところについては、入力する場合に秘密管理性を失わないか、限定提供データ性を失わないかというものをちゃんと書いてあるのです。それはそれでいいと思うのですが、学習するときも同じことはあるのではないかなと思うのです。学習対象データとして例えばファインチューニングするとかなんとかのときとかも含めて、もしくは一から自分でつくるときも、それによってということはあると思うので、ただ、生成・利用段階よりは弱いと思いますので、脚注でもいいのですが、AIにデータを入力することが秘密管理性とか限定提供性を弱める可能性があるので、そういうものは注意してやりましょうというものをどこかに言っておいたほうがいいのかなというものを並べて読むと、少し書いておいたほうがいいかなと思いました。

それから、3つ目が72ページになります。ちょっと飛びますが、これは純粹に誤植みたいなものだと思っているのですが、72ページの一番上です。その「【参考】各主体に期待される取組例」のところです。最初に戻っていただけますか。ここで「その際には、上述のとおり、法的ルールについての正しい理解を踏まえ、その回避のために必要な技術



的措置」となっているのです。法的ルールの回避のために必要な技術的措置と読めて、これは何かすごいことを書いているなという話になっております。それで多分、これは法的リスクの回避のためなのか、侵害リスクの回避のために必要な技術的措置なのか、もしくは法的ルールの回避に対する対抗措置とか、何かしないと、このままだとルールを回避するとなってしまうので、流れとは違うのではないか。これは多分単なる誤植だと思いますけれども、気になりました。

もう一つ、同じことの誤植になりますけれども、これも後のところは全部訂正されているのでついでに申し上げておきますと、78ページで「同『考え方』」と出てきますが、全て文化庁の考え方について統一していたと思いますので「同『考え方について』」だろうと思います。

すみません。瑣末なところですが、以上になります。

○渡部座長 ありがとうございます。いずれも多分、反映というか、チェックさせていただきたいと思います。

ほかはいかがでしょうか。

上野委員、お願いします。

○上野委員 41ページ目なのですが「イ 学習用データからの除外（オプトアウト）」という記述があります。もしかしたら議論があったのかもしれないのですが、この報告書の中では、検索する限りは4か所で「オプトアウト」という言葉が出てくるようですけれども、これは世の中の的にもやや多義的に使われている言葉のように思います。

ここでは恐らく学習対象からの除去を技術的に行うことをオプトアウトと呼んでいるようなのですが、一般的にAIと著作権の文脈では欧州指令4条3項における権利制限規定の適用を拒否する権利者の意思という形でオプトアウトの議論がされ、オプトアウトという言葉はいろいろな文脈で使われますけれども、基本的には意思を表示することによって一定の制度の適用を拒否することを指すように思います。その意味では、この技術的な意味でのデータの除去というところでオプトアウトという言葉を使わないほうが誤解を招かないのではないかと。

そして、使わなくても「この点」という段落で始まる終わりのところで「削除できるような技術的な仕組みが必要であり」のところは「必要であるなどの意見があった」と書けば特段問題ないのかな。あと2か所出てきますけれども、同じように処理可能なかなとは思いましたので、検討の参考にしていただければと思います。

以上でございます。

○渡部座長 ありがとうございます。

オプトアウトは使いたい気はするときはあるのだけれども、正確にということで、確認させていただきたいと思います。

ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

オンラインでは大丈夫ですか。なさそうですか。

そうしたら、では、また全体で戻ってくるのもありとして、次のほうで、最後のところですね。発明の関係のところ、80ページ以降です。

○山本参事官 すみません。渡部座長、一点だけ発言させて頂けますでしょうか。

○渡部座長 ごめんなさい。では、事務局で。

○山本参事官 それでは事務局から一点だけ補足させていただきます。

先ほど、3番目の論点の中で公報データを学習に使うというところがございましたけれども、特許制度にも関連するところではあるのですが、今日、急遽論点として上げさせて頂く必要が出てきたところでございます。ただ、この場で議論というよりは後日個別にお伺いさせて頂きたいと言う点でその前触れとはなります。内容としましては補償金請求権が意匠制度だったり特許制度の中でございまして、一般的に公開公報の効果として、条件が整えば権利者は公開公報に記載されている発明について実施した者に対して補償金の支払いを請求することができることとなりますが、その公開公報が機械学習をされているようなケースにおいて補償金請求権がどのように解釈されるのかについて少し論点がございましたので、整理が間に合えば本中間取りまとめの文章の中でも収めていければなと思っております。

以上でございます。

○渡部座長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。

具体的にもし加えるとする、また個別に意見を伺ってというプロセスを前提としてということでございますが、いかがでしょうか。この場で何か御意見のある方はおられますでしょうか。

田村委員ですか。田村先生、今、手が挙がっていますね。お願いします。

○田村委員 実は今、あまりよく聞こえなかったのですが、皆さんもそうなのかもしれないんですが、補償金請求権の項目を加えるというお話があることは分かったのですが、何をどのように加えるのかが、すみません。聞き取りづらくて分からなかったところがございます。

○渡部座長 では、もう一回お願いできますか。

○山本参事官 すみません。

補償金請求権になりますけれども、現状、公開公報を学習していく点について、この3番目の論点を引用しているところではございますが、実はこの公報は効果として、条件が整えば、それを知って、もしくは警告を受けてというときに、それを実施した場合においても、権利化後に補償金請求権を権利者は有するという事になっておりますが、そういった現行制度において、実際、公報データが学習されたようなケースにおいて、それから出力されたものを利用するというケースにおいて、同じような補償金請求権についてどのように解釈していけばいいのかというところが若干論点として上がってきたこともあります。その点について、後日、有識者の皆様にお伺いさせていただきながら、整理がもしか

なえばということで、事前の御紹介ということで御説明させていただきました。

○田村委員 今度はよく聞こえました。ありがとうございます。

お話を聞いている分には、補償金請求権の要件に該当することに多分問題はないのではないかと理解しましたがけれども、御検討いただければと思います。

○渡部座長 ありがとうございます。

ほかに、この件で何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、今の論点については検討していただくということで、最後の発明のところでは

「Ⅳ．AI技術の進展を踏まえた発明の保護の在り方について」と、それから「Ⅴ．おわりに」ということで、ここまでのいかがでしょうか。

竹中委員、お願いします。

○竹中委員 ワシントン大学の竹中です。

この点については何回か発言しているのですが、例えば発明者の該当性についても判例等を使って今までの考え方で、そのままでいけるのではないかとありますが、実際のところ、出願の準備などをする中で具体例のようなものを示していただかないと非常に混乱するのではないかなと思うのです。USPTOで具体的に、プロンプトを使った場合とか、指示を受けてAIを作成したような場合とか、幾つか例を挙げて発明の該当性を示しているのですが、日本がそれと同じなのか違うのかというJP0のガイドラインを出していただかないと混乱するのではないかなと思っています。例えば大統領令のように、こちらのトップのほうから、内閣府のほうからそういうガイダンスをつくるようにということを記載することはできないのかなと感じました。

あと、これは全体に対する私の印象なのですが、それは前回の検討会にはヨーロッパにいたので出られなかったのですが、この検討会は主に既存の著作物、権利者とこれから開発する人の間の利益衡量というか、バランスが中心になっているという視点だとは思いますが、やはり知財制度にとって一番重要なのは知財を生み出す発明者や創作者に対するインセンティブだと思うのです。今回にはその部分がすごく少ない。例えばあまり容易にAI発明になってしまいますと特許の対象にならないということで、ほかの国では発明者として特許の保護を受けるような場合のそういう発明者の人たちが発明者として認定されないし、職務発明だったら相当な利益も支払われないということで、すごくインセンティブ上の問題があると思うのです。

同じような問題が著作権にもあるかと思います。特に現在においてはUSのCopyright Officeの創作性の基準が高過ぎるということで、何でもかんでもAIの発明となってしまうたり、また、ここではあまり議論されていませんけれども、アメリカの場合には登録が必要なものですから、その登録の際にどのように創作を行ったかという証拠を出すような必要、法規を要求されるので、そういう局面もあるということなのです。日本の企業の方も、日本の企業の場合は登録しなくても権利行使ができるのですが、権利行使の段階でそういう証拠の提出が必要になったりということもあるので、今回ではあまり議論されてい

なかったですが、そういう創作者とか発明者に対する褒賞とかインセンティブも視点にこれから先の検討をしていただければなと考えております。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

後半のところは、どこかを修文ということではなくて、今後のという理解でよろしいですか。

○竹中委員 はい。今後のということです。

○渡部座長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。ほかに何かございますでしょうか。

ちなみに前半のほうは、特許庁は事例というか、何かやるのではなかったでしたか。

○山本参事官 その通りとなります。3月に事例を公開したところで、進歩性とか、あと、実施可能要件、サポート要件ということで、幾つかの例を示しながら、そういうことを広く追加的に情報公開して、予測可能性を高める取組が行われているということで理解しております。

また、国際的なそういった動向も踏まえながら、今後、どのような対応をしていくべきなのか否かについても、今後、そういった検討も必要に応じて進められていくものになるのではないかなと理解しております。

○渡部座長 どうぞ。

○竹中委員 私が事例集を出してくださいと言っているのは発明該当性のところなので、その発明該当性についても近いうちにそういう事例集が出るような予定なののでしょうか。

○山本参事官 発明該当性については、私のほうでは承知していないというか、知らないところもありまして、現在もその事例の中で発明該当性の話とかもあったりとか、また今回、そういった形で整理もされてきたところでもございました。今回のこの検討会の議論の中で特徴的な部分について意義を見いだして、そこに対して自然人が関与している場合に権利を付与する形の整理が行われてきたところではあるかなとは思っておりますので、またそういったところの前提を踏まえながら次の議論にもつなげていくことになるのではないかなとは思います。

○渡部座長 ちょっと確認して、今、おっしゃったようなことが予定されているかどうかと、それから、本当に必要な、大統領令は出せませんが、知的財産推進計画等に必要であれば盛り込むことの検討ということかと思えます。よろしいでしょうか。

ほかはいかがでしょう。よろしいですか。

まだ時間はあるのですが、全体を通じて何か御意見がございましたら、あるいは今後という、今、最後は竹中先生から今後の課題みたいなこともございましたけれども、全体を通じて何か御意見があればいただければと思います。

新委員、お願いします。

○新委員 本当にこの文書を読ませていただいて、非常に感銘を受けたというか、ここま

で緻密なすごい文書が出てきて、読んでいて本当に週末が潰れたぐらい、すばらしい文書で、ありがとうございました。

1つ、非常に面白いケースがありましたので、それを情報共有だけさせていただければと思います。特にクリエイターに対しての利益還元のケースで1社、面白いところを取材しました。

これは韓国の技術なのですが、WEBTOONをつくっているエンドルフィンという会社さんが韓国の技術を使って漫画家のデータを学習して、そのデータをアウトプットした漫画をつくることを里中満智子さんの漫画で実践されようとしているのです。

これはポイントがありまして、Stable Diffusionを使っているのですが、学習データは完全に独立した状態で、ただし、アウトプットの結果が入力情報と100%に近い率で一致するので、生成結果はその人の画風をほぼ100%に近いものしか出せないデータがつけられる仕組みをつくっています。

これは契約上で完全に独立した管理になっておりまして、その漫画家さんなりが契約上の中で完全にコントロールできます。ほかのデータ等もまずありませんので、漫画家にとってみるとそれを通じて、年齢が上がってきますとどうしてもアイデアはあるのだけれども漫画が描けない状況になってくるのですが、たくさん漫画を描かれている方はその画風を学習することによって、コントロールされた中で新作を出すことによって利益還元が受けられるという仕組みを提案されている企業が出てきております。

これは半年前にこの委員会が始まったときには全くなかった事例ですので、まさに今回まとめられている中の事案のケースに非常にフィットするようなケースで、やはりこういう新しいイノベーションが出てきている状態で、これに似たようなもの、もしくは類似するようなものが今後出てくるのではないかなと思うのですが、今回の指針がそういったものを促進するところに非常に強いサポートになるものではないかなと強く確信しておるところでございます。

以上です。

○渡部座長　ありがとうございました。

ほかはいかがでしょうか。

取りまとめなので、もし何か、全体の御意見、今後の課題でも結構ですが、よろしいでしょうか。

奥邨委員、お願いします。

○奥邨委員　全体に対する感想というか、事務局のおまとめいただいたことに対して本当にありがとうございましたということですが、事務局は幾つかのところで、さっきの報告書全体の中でありましたが、法律・技術・契約の動的な相互関係性の中で対応していくことが必要だということがいろいろなところで強調されていたというのは、私はよかったかなと思っております。

どうしても、このAIと知財の関係の議論については法律論がかなり先行するような形

がずっと続いていたと思うのですけれども、もちろん、法律を整備することは重要なのですが、最終的にはビジネス、社会の中でどう使われているかなので、それは技術・契約という形で社会の中でビジネス化していくことがあるわけですので、法律だけが先行することはやはりバランスもよくないですし、実際的な効果も、法律はあくまで非常にどうしても駄目なところだけを禁止していくことになりますので、そうすると、必ずしもかゆいところに手が届かないことになってしまいますので、そういう点こそ技術・契約を通じたビジネスなり社会的な実装の中で落とし込んでいくことになろうかと思っておりますので、そこをバランスよく強調していただいたことは非常によかったと思います。

そういう点で、各ステークホルダーの取組を期待される取組という形で示していただいたのも私はよかったのかなと思います。既にいろいろな法的な考え方については、この取りまとめ、それから、文化庁の考え方について、AI事業者ガイドラインにいろいろ示されているわけですが、あくまでそこで示されているのは基本的な考え方や方向性であって、それを実際に自分の置かれた立場でどうしていくかというのは、民事的なことがほとんどですから、各自に頑張ってくださいしかないわけでありまして。

では、そのときに何をしたらいいのだということが示されていることは非常に重要で、どうも一般的には、これは利用者にしても権利者にしても開発者にしてもなのですから、何かどこかでルールが決まったら、それを強制的に執行してくれるようなところがあって、それで物事が回るみたいな他人任せのところもありそうな気がするのですが、そうではなくて、みんなでつくっていかなければいけないことも主体の問題として示していただいたところは、通常のこういう報告書に比べて踏み込んだところでありまして、私は非常に価値があったのではないかと感じておりまして、こういう形でおまとめいただいた事務局の御努力に非常に敬意を表したいと思っております。

すみません。以上です。

○渡部座長　ありがとうございます。

ほかはよろしいでしょうか。

今、最後に奥邨先生が言われたステークホルダーごとにとこの整理なのですが、これは実は一方で、これもお手元に配られていると思うのですが、AI事業者ガイドラインはつい最近発表された形になっていきますけれども、こちらは事業者中心になっているので、ここで言う権利者というか、データ提供者は向こうのエコシステムに入っていないのですよ。そちらに入っていらっしゃる方もおられて、私はそこはかなり最初の段階で入れたほうがいいのではないかと感じていたのですが、やはり時間の関係でそこは入らないで来たのですけれども、その部分だけ、こちらと比べると整合していないのが一点ありまして、それは課題とするかどうかも含めて、検討しないといけないところかなと思っています。

先ほど竹中先生が言われたのも、向こうのガイドラインの中ではそこが使われていないので、そういう意味でこのエコシステムの中の本当に大事な部分をどういうふうにするか

という観点はもう少し課題として残るかなという気はしております。

ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

中間取りまとめ（案）につきましては、本日、少し細かいところも含めて、いろいろ御指摘もいただきましたので、その辺、必要な調整、修文等を行わせていただきたいと存じます。

最終的な文案については、私のほうで座長一任という形にさせていただきたいと思いますが、そのような形で進めさせていただいてよろしいでしょうか。

（首肯する委員あり）

○渡部座長　ありがとうございます。そうしましたら、取りまとめ（案）につきましては座長一任として進めさせていただきたいと存じます。

これで基本、まだ時間はありますけれども、一応閉めたいと思いますので、最後に奈須野局長から一言お願いできればと思います。

○奈須野局長　委員の皆様には、昨年10月から今日の第7回までの7回にわたりまして、生成AIと知的財産権について御議論をいただきました。本当にありがとうございました。

それから、本検討会では、関係した事業者の皆様、関係団体の皆様、それから、関係省庁からもヒアリングを行いました。意見募集でも多くの方が意見を提出いただきまして、検討事項について幅広く重要な御示唆をいただくことができました。その内容は今回の取りまとめにできる限り反映したつもりでございます。関係者の皆様方には、この場を借りまして深く御礼申し上げたいと思います。

生成AIについては、いろいろなリスクが指摘される中で、この検討会では知財という切り口で必要な対応策について御議論いただきました。今日の報告書にもありますが、信頼できる開発者の下に良質なデータが集まって、そこで高度な生成AIが開発されて、世の中に提供され、そして、新委員もおっしゃられましたけれども、新たな創作活動につながっていく。こういう姿が理想のゴールと考えております。

そのためには、先ほど奥郵委員もおっしゃられましたが、法律だけだと実際には動かないところがございます。生成AIですので、技術による対応とか、あるいはビジネスを考えますと、契約できちんと対価を取っていくことを組み合わせた中で対応することの必要性が共有されたのではないかなと思います。こうしたことで、生成AIの技術の発展と知財が両立するというエコシステムの実現に向けて、各主体がお互い信頼関係を持って取り組んでいくということで進めていきたいと思います。

この中間とりまとめは、今日も幾つかの御議論、御指摘をいただきましたし、また、先ほどの補償金の話のように、十分に我々も詰め切れていないところはございますので、引き続き調整させていただいて、5月中にセットして公表できるように、渡部座長とも相談して対応を進めていきたいと思います。その報告内容は、関係省庁とも連携しながら周知啓発活動に使っていききたいと思います。

委員の皆様方におかれましては、本検討会での充実した御議論のために多大な御尽力を賜りましたことを改めて感謝申し上げますとともに、私からの御礼、挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○渡部座長　ありがとうございました。

本検討会はこれで閉会とさせていただきます。お忙しいところ、ありがとうございました。